

8 監査第 61 号
令和 8 年 8 月 17 日

安曇野市長 中山 栄樹 様

安曇野市監査委員 内 川 博 文
安曇野市監査委員 野 本 博 之
安曇野市監査委員 遠 藤 武 文

令和 7 年度安曇野市内部統制評価報告書に係る審査意見について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

令和 7 年度

安曇野市内部統制評価報告書審査意見書

安曇野市監査委員

令和7年度安曇野市内部統制評価報告書審査意見

第1 審査の対象

令和7年度安曇野市内部統制評価報告書

第2 審査の期間

令和8年7月10日から8月17日

第3 審査の着眼点

安曇野市長が作成した内部統制評価報告書について、評価が手続きに沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査しました。

第4 審査の実施内容

令和7年度安曇野市内部統制評価報告書について、市長及び内部統制推進担当から報告を受け、「安曇野市監査基準」に準拠し、必要に応じ関係部局から聴取をした上で、審査を行いました。

第5 審査の結果

令和7年度安曇野市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当と認められました。

第6 意見

内部統制に対する意識の高まりもあり、「第4 審査の結果」に記載のとおり、内部統制の不備を認識するほどの重大な事務事故は避けられましたが、部局ごとの意識の水準に差が見受けられました。当年度においても、リスクの識別及びリスク対応策の策定において課題が認められましたので、以下の点に留意して翌年度以降、より実効性のある運用を行うよう期待します。

・リスク識別

リスク識別における評価の必須項目である財務事務については、過去の事務事故例、歳入歳出の一連の手続における情報の起点と転換点等をより一層意識して、リスクの有無及び重要性を評価するよう心掛けてください。

・リスク対応策

リスク対応策については、依然として日常の業務内容を羅列している例が見られ、そのままでは対応策である手続がどのような統制効果をもたらすのか明確となりません。引き続き実在性、網羅性等のアサーション／検証効果を意識した実効性のある対応策の設計を行うよう努めてください。